

現行の年金手帳・被保険者証について

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
根拠規定	国民年金法第13条 厚生年金保険法施行規則第81条 年金手帳の様式を定める省令	健康保険法施行規則第47条 国民健康保険法施行規則第6条、第20条	介護保険法施行規則第26条	雇用保険法施行規則第10条
必要になる場合	<ul style="list-style-type: none"> ●年金や一時金の請求をするときに社会保険事務所等に提示 ●年金や一時金についての相談を受けるとき社会保険事務所等に提示 ●被保険者の氏名及び住所等に変更のあったときに社会保険事務所等に提出等 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険医療機関等で診療を受けようとするとき、保険医療機関の窓口に提出 <p>【健保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の氏名及び事業所名称等に変更のあったときなどに、社会保険事務所又は健康保険組合に提出 <p>【国保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の氏名及び世帯主の住所等に変更のあったときなどに、市町村又は国民健康保険組合に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護(要支援)認定の際、市町村に提出 ●介護サービスを受けようとするとき、事業者又は施設の窓口に提示 ●被保険者の氏名及び住所等に変更のあったときに市町村に提出 ●被保険者が被保険者の資格を喪失したときに市町村に提出等 	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険被保険者証の交付を受けた者が一度被保険者資格を喪失し、再び被保険者となった場合に、事業主に提示 ●被保険者が他の事業所に転勤した場合や氏名を変更した場合に、事業主に提示 ●被保険者となったことの確認の請求をしたときに、公共職業安定所に提出
交付主体	社会保険庁長官	【健保】社会保険事務所長等又は健康保険組合 【国保】市町村又は特別区又は国民健康保険組合	市町村等	公共職業安定所長
交付対象	①厚生年金の被保険者 ②国民年金第1号被保険者・第3号被保険者	【健保】被保険者及び被扶養者 【国保】被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者 ・第2号被保険者のうち、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者 	被保険者
交付単位	個人	原則、個人単位 ただし、国保と健保組合においては、経過的に世帯単位の交付を認めているところ。	個人単位(第2号被保険者については、要介護(支援)認定を申請した者若しくは交付を希望した者に交付)	個人
交付手続	<p>【国年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1号被保険者は市町村に資格取得届を提出 ●第3号被保険者は、その配偶者が使用される事業主又はその配偶者が加入する共済組合等に資格取得届を提出 <p>【厚年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業主が社会保険事務所等に資格取得届を提出 	<p>【健保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業主が保険者に資格取得届を提出 ●被扶養者については、被保険者が事業主を経由して保険者に被扶養者届を提出 <p>【国保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が資格取得届を市町村に届出 	<p>(第1号被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●65歳到達による資格取得については、市町村への届出不要 ●他市町村からの転入による資格取得には、届出が必要 (住民基本台帳法に基づく転入届があったときに、介護保険の資格取得の届出があつたものとみなされる。ただし、住所地特例の場合を除く。) <p>(第2号被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険者に要介護(支援)認定を申請 ●保険者に介護保険被保険者証の交付を申請 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業主が公共職業安定所に資格取得届を提出

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
券面記載事項 ((*)は自署)	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・基礎年金番号 ・交付年月日 ・変更後の氏名(変更日) 「国民年金の記録」欄 ・資格取得年月日(*) ・被保険者の種別(*) ・資格喪失日(*) ・資格の種別変更日(*) 「厚生年金保険の記録」欄 ・事業所名(*) ・事業所所在地(*) ・資格取得年月日(*) ・資格喪失日(*) 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所(健保は被保険者証裏面等に自署) ・被保険者記号番号 ・保険者番号 ・保険者名 ・交付年月日 ・資格取得年月日 ・世帯主氏名【国保】 ・被保険者氏名【健保・被扶養者の場合のみ】 ・有効期限【国保】 ・事業所名称【健保】 ・事業所所在地【健保】 ・保険者所在地【健保】 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・被保険者番号 ・保険者番号(保険者の名称・印) ・交付年月日 ・要介護状態区分等 ・認定年月日 ・認定の有効期間 ・居宅サービス等における区分支給限度基準額 (サービスの種類とその種類支給限度基準額) (※パウチャーを発行する市町村についてはパウチャー切り分け欄) ・認定審査会の意見及びサービスの種類の指定 ・給付制限(内容及び期間) ・居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業者の名称(届出年月日) ・介護保険施設等種類・名称(入退所年月日) (※労災保険の介護補償給付等の受給者についてはその旨と常時介護・随時介護の別を記載) 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・被保険者番号
媒体	紙	紙・プラスチックカード・ICカード 等	紙	紙
返納の必要	なし (原則、生涯ひとつ)	あり (資格喪失時及び更新時)	あり (資格喪失時)	なし
有効期限	なし	あり(保険者により異なる)	なし	なし
被保険者資格 の管理方法	基礎年金番号と4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	<p>【健保】 保険者番号、被保険者記号番号及び3情報(氏名、生年月日、性別)</p> <p>【国保】 保険者番号、被保険者記号番号及び4情報(氏名、住所、生年月日、性別)</p>	<p>保険者番号、被保険者番号と4情報(氏名、住所、生年月日、性別)</p> <p>(第2号被保険者については、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者に限り、被保険者として管理)</p>	雇用保険被保険者番号と3情報(氏名、生年月日、性別)
番号の変更	なし (原則、生涯ひとつの番号)	なし (ただし、被保険者資格に異動が生じたときは 変更する場合がある。)	なし (ただし、保険者(市町村)を異動すると変更)	なし (ただし、最後に被保険者でなくなった日から 7年以上経過すると新規に付番)
備考	初めて加入した年金制度が共済年金制度の場合、その際には、年金手帳は交付されない。 (ただし、「基礎年金番号通知書」を交付。)	共済加入者には、共済組合員証等が交付されている。 【例:国家公務員】 ・世帯単位の交付 ・券面には、氏名・性別・生年月日・住所・資格取得年月日・発行機関の所在地・保険者番号名称及び印・交付年月日・有効期限のほか、被扶養者の氏名・性別・生年月日、組合員及び被扶養者療養給付記録を記載 ・媒体は紙		